

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和7年度予算が成立し、予算配当がされることを条件とします。

令和6年11月18日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

エデュケーション・アシスタント人材派遣（単価契約）

(2) 業務内容

説明書 II. 標準仕様書のとおり。

(3) 履行期間（予定）

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

※履行内容が良好と認められる場合は、各年度の本事業に係る予算の配当を条件とし、令和8～9年度についても同じ事業者と随意契約を締結する。なお、契約は単年度ごととする

2 参加資格

次の要件をすべて満たす法人であること。

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及びそれらの者と関係を有する者ではないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (7) (財)日本情報経済社会推進協会プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度の認証を受けていること。
- (8) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(昭和60年法律第88号)に基づく厚生労働大臣による一般労働者派遣事業許可を得ている事業者であること。
- (9) 優良派遣事業者認定制度における優良派遣事業者の認定を受けていること。

- (10) 平成31年度以降、自治体等より担任教員の業務を補佐するエデュケーション・アシスタントもしくはこれに類する人材派遣業務を受託した実績があること。
- (11) エデュケーション・アシスタント人材派遣委託事業者選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

3 提案書の提出者を選定する基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 本業務の趣旨を踏まえた取組方針であるか
- (2) 本業務を円滑に実施するために十分な実施体制が確保されているか
- (3) 本業務を円滑に実施するために十分な連絡体制が確保されているか
- (4) エデュケーション・アシスタントの資質は適正か（採用方法・採用基準、研修体制・内容、教育に関わる経験等）
- (5) 類似業務に係る受託実績
- (6) 受託経費見積りの妥当性
- (7) ヒアリングでの説明内容の的確性、明快性等

5 選定委員会

候補者を選定するため、「エデュケーション・アシスタント人材派遣選定委員会設置要綱」により選定委員会を設置し、審査する。

＜選定委員会の構成員＞

役職名	職	氏名
委員長	学校教育部長	秋山 武徳
副委員長	教育総合センター長	宇都宮 聡
委員	教育指導課長	山本 修史
委員	支援教育課長	中塩屋 大樹
委員	学校教育部副参事（学校経営・教育支援担当）	赤司 祐介
委員	教育指導課統括指導主事	品川 泰崇
委員	小学校校長会代表	寺崎 晶子

6 手続等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号

世田谷区教育委員会事務局学校教育部教育指導課

(世田谷区役所東棟6階603番窓口)

電話：03-5432-2707 ファクシミリ：03-5432-3041

E-mail: SEA02251@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 提案条件説明書の交付期間

令和6年11月18日（月）から令和6年12月2日（月）までの土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

② 交付場所

世田谷区教育委員会事務局学校教育部教育指導課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号

（世田谷区役所東棟6階603番窓口）

③ 交付方法

希望者への直接無償交付及び区ホームページでの公開

（3）参加表明書の提出期限、提出先及び方法等

① 期限

令和6年12月2日（月）午後5時まで

② 提出先

世田谷区教育委員会事務局学校教育部教育指導課 6（1）のとおり

③ 方法

持参または郵送（期限までに必着、簡易書留に限る）による。

※郵送による場合は、到着確認のための電話連絡も行うこと。

④ 提出書類及び部数

様式1「参加表明書」【原本 1部】

2（4）、（7）～（10）の要件を満たすことが確認できる書類 【1部】

⑤ 辞退

参加表明後に、何らかの事情により辞退する場合は、様式2「参加辞退届」を提出すること。

（4）提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

① 期限

令和6年12月23日（月）午後5時まで

② 場所

世田谷区教育委員会事務局学校教育部教育指導課 6（1）のとおり

③ 方法

持参又は郵送（期限までに必着、簡易書留に限る）による。

7 その他

（1）手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（2）契約保証金 免除

（3）契約書作成の要否 要

（4）当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

（5）関連情報を入手するための照会窓口 「6（1）担当部課」に同じ

（6）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

（7）詳細は説明書による。

- (8) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (9) 提案書の提出後に「2 参加資格要件」の要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

世田谷区との一定額以上の契約には
「労働報酬下限額」 が適用されます



**工事請負契約の
技能労働者**

**東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの 85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

**工事以外の契約の
労働者**

1 時間あたり

1,330 円

労働報酬下限額とは...

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件()の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

予定価格が 3 千万円以上の工事請負契約、予定価格が 2 千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借を除く）

世田谷区公契約条例とは...

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が 50 万円を超える契約()において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟 5 階 5 0 3 番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟 6 階 6 0 4 番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が 2 千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（ 1 時間あたり ）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3 , 0 0 7 円	潜かん世話役	4 , 4 2 0 円	型 わ く 工	3 , 1 8 8 円
普 通 作 業 員	2 , 6 9 9 円	さく岩工	3 , 7 8 3 円	大 工	3 , 0 6 0 円
軽 作 業 員	1 , 8 7 0 円	トンネル特殊工	3 , 6 0 2 円	左 官	3 , 2 7 3 円
造 園 工	2 , 7 5 2 円	トンネル作業員	3 , 1 2 4 円	配 管 工	2 , 8 6 9 円
法 面 工	3 , 3 5 8 円	トンネル世話役	4 , 0 8 0 円	は つ り 工	3 , 0 3 9 円
と び 工	3 , 3 1 5 円	橋りょう特殊工	3 , 4 9 6 円	防 水 工	3 , 6 3 4 円
石 工	3 , 3 3 7 円	橋りょう塗装工	3 , 5 7 0 円	板 金 工	3 , 4 4 3 円
ブ ロ ッ ク 工	3 , 1 0 3 円	橋りょう世話役	4 , 0 9 1 円	サ ッ シ 工	3 , 2 3 0 円
電 工	3 , 1 9 9 円	土木一般世話役	3 , 2 9 4 円	内 装 工	3 , 3 2 6 円
鉄 筋 工	3 , 2 8 4 円	高級船員	3 , 8 8 9 円	ガ ラ ス 工	3 , 1 7 7 円
鉄 骨 工	2 , 9 7 5 円	普通船員	3 , 1 3 5 円	建 具 工	2 , 8 5 9 円
塗 装 工	3 , 4 7 5 円	潜水土	5 , 0 1 5 円	ダ ク ト 工	2 , 8 6 9 円
溶 接 工	3 , 5 9 2 円	潜水連絡員	3 , 6 6 6 円	保 温 工	2 , 7 8 4 円
運転手（特殊）	3 , 0 7 1 円	潜水送気員	3 , 5 6 0 円	設 備 機 械 工	2 , 8 0 5 円
運転手（一般）	2 , 5 0 8 円	山林砂防工	3 , 2 6 2 円	交 通 誘 導 員 A	2 , 0 1 9 円
潜 か ん 工	3 , 7 3 0 円	軌道工	5 , 7 8 0 円	交 通 誘 導 員 B	1 , 7 6 4 円
				上 記 以 外 の 職 種	1 , 3 3 0 円

上記の金額は熟練労働者に適用されます。

上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1 時間当たり 1 , 5 4 0 円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和 6 年 3 月 1 4 日告示によるものです。
適用対象は令和 6 年 4 月 1 日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。